

青森市民病院床頭台等設置運営事業者募集要領

1 目的

この要領は、青森市民病院の患者の利便性及び快適性の向上を図ることを目的に、院内に床頭台等を設置及び運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名称 青森市民病院床頭台等設置運営事業
- (2) 事業場所 青森市民病院（青森市勝田1丁目14番20号）
- (3) 事業内容 青森市民病院床頭台等設置運営事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 事業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
※ただし、行政財産目的外使用許可の条件、仕様書等の内容を満たす場合には、1年ごとに行政財産目的外使用許可を更新し、令和11年3月31日までを設置運営期間とする。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格を有する者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 参加表明の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限から運営事業者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 病床数が300床以上の国内の病院において、過去5年以内に3年以上継続して床頭台等設置運営事業の実績を有する者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している者であること。

4 スケジュール

年月日	内 容
令和 4 年 1 月 17 日 (月)	募集要領等公表、質疑受付
令和 4 年 1 月 19 日 (水)	質問書受付終了、参加表明書の提出期限
令和 4 年 1 月 21 日 (金)	質問書への回答、参加者決定通知
令和 4 年 1 月 28 日 (金)	提案書の提出期限
令和 4 年 2 月 4 日 (金)	ヒアリング・審査
令和 4 年 2 月 7 日 (月)	選定結果通知および公表

5 募集要領等の入手方法

募集要領、参加表明書その他の資料・様式は、青森市民病院事務局総務課で受領するか、又は青森市民病院ホームページからダウンロードすること。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 4 年 1 月 19 日 (水) 午後 5 時【必着】
- (2) 提出場所 青森市民病院事務局総務課管財チーム
〒030-0821 青森市勝田 1 丁目 14 番 20 号
電話番号 017-734-2171 内線 7310
- (3) 提出方法 F A X 又はメールにより提出すること。(様式第 1 号)
F A X : 017-734-7578
メールアドレス : byoin-somu@city.aomori.aomori.jp
※到達を電話確認すること。
- (4) 回答日 令和 4 年 1 月 21 日 (金) 午後 5 時までに回答
- (5) 回答方法 参加表明者全員に対し、質問書提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて返信する。

7 参加表明書の提出書類等

- (1) 提出期限 令和 4 年 1 月 19 日 (水) 午後 5 時【必着】
※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時まで
- (2) 提出場所 6 - (2) と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出書類 ①参加表明書（様式第 2 号）
②会社概要書
③財務諸表
(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
④国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書
⑤履行実績を証明する書類の写し
(3 - (7) の条件で複数の実績がある場合は 2 件提出)

8 参加者の決定

参加表明を行った者のうち、「3 参加要件」に定める資格を全て満たすと認められる者を参加者とし、令和4年1月21日（金）までに当該者に通知する。

9 提案書等の提出書類等

(1) 提出書類

提案書（様式第3号）に次の書類を添付し提出すること。提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。

ア 別紙評価項目表に基づき、文章・表等を用いて簡潔に記載した書類（任意様式）。

※提案書の用紙サイズは、基本的にA4（必要に応じてA3の折込みも可）とする。また、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下に付すこと。

イ 日額定額料金提案書（様式第4号）

(2) 提出期間 令和4年1月21日（金）～令和4年1月28日（金）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時15分から午後5時まで

(3) 提出場所 6-（2）と同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により提出すること。

(5) 提出部数 提案書正本1部 提案書副本10部

10 辞退

(1) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和4年1月28日（金） 午後5時まで【必着】

(3) 提出先

6-（2）と同じ

11 選定方法

(1) 提案書の審査は、青森市民病院床頭台等設置運営事業者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(2) ヒアリングの日程等

開催日時、場所、所要時間、出席者数の制限等については、提案書を提出した者に対して別途連絡する。なお、プロジェクター等の使用は不可とする。

(3) 評価項目及び配点

別紙のとおり

(4) 運営事業者の選定

① 委員会において得点の総計が最も高い提案をした者を運営事業者とする。

② 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合は、日額定額料金の最も低いものを運営事業者として選定する。また、日額定額料金が同額の場合は、くじ引

きとする。

- ③ 選定結果は、提案書を提出した者に対し、書面により結果を通知する。また、青森市民病院ホームページにおいて公表する。

12 選定後の手続き

- (1) 本市と運営事業者は、提案内容等について協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成することとする。
- (2) 前号の協議が整わなかった場合には、順次、得点の総計が高い提案をした者と、前号と同様の協議等を行うものとする。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を受けて設置・運営するものとする。併せて、床頭台等設置運営事業に関する覚書も締結するものとする。
- (4) 運営事業者は、青森市行政財産目的外使用料条例の規定に基づく使用料のほか、床頭台等の設置運営に掛かる費用を負担するものとする。
- (5) 床頭台及びWi-Fi設備の納入期限は、令和4年3月下旬頃とする。ただし、半導体の不足等により納入期限に調整が必要な場合は、協議に応じるものとする。

13 失格事項

提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等との条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

14 その他

- (1) 参加者が1者であっても評価を行う。ただし、運営事業者として適当でないと認められる場合は、運営事業者を選定しないことがある。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案書受理後の変更又は取り消しをすることはできない。
- (5) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (6) 提案内容については、日額定額料金の提案金額内で実施できることを確約したものとみなす。

青森市民病院床頭台設置運営事業 評価項目表

評価項目	評価内容	配点
(1) 事業実績等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率 ・ 経常収支 ・ 床頭台設置運営実績の件数 	7
(2) 床頭台等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床頭台 ・ テレビ・冷蔵庫 ・ Wi-Fi 電波干渉対策 セキュリティ対策 接続・通信状況の問い合わせへの対応 	30
(3) 利用料金等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日額定額料金の提案金額 ・ 利用申込の利便性 ・ 利用料金の徴収方法 ・ 受付・退院処理 	33
(4) 保守・管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守の内容・体制 ・ 災害・故障発生時の対応 ・ 問い合わせ、苦情等への対応 	15
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院運営等への有用な提案等 	15
合 計		100